

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

【社会保障】

＜生活保護＞

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
 - － 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
 - － 母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。
 - － 一級地の見直しを行う。
 - － 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

「生活扶助基準に関する検討会」について

1. 趣旨

平成16年12月に報告された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」においては、「生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある」とされたところである。

また、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、「生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直し」及び「級地の見直し」を行うこととされたところである。

これらを踏まえ、級地を含む生活扶助基準の見直しについて専門的な分析・検討を行うため、学識経験者等による「生活扶助基準に関する検討会」を開催する。

2. 主な検討項目

直近の全国消費実態調査に基づき、以下の事項について評価・検証を行う。

- 生活扶助基準の全体水準
- 級地別基準
- その他

3. 検討会の構成員（敬称略 50音順）

岡 部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
(座長)樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授

4. 検討経過

第1回 10月19日(金)、第2回 10月30日(火)、第3回 11月8日(木)、第4回 11月20日(火)、
第5回 11月30日(金) 報告書の取りまとめ

生活扶助基準に関する検討会報告書の基本的視点

1 国民への説明責任を果たせる基準の設定

- 全国の低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、全国消費実態調査等を基に、5年に1度の検証を実施。
- 生活保護受給者を除く、最も所得の低い層10%の消費水準等と基準額を比較。
 - * 生活保護受給者は、150万人(人口の1.2%)

2 受給者間の公平が保たれる基準の設定

- 現行の基準は、少人数世帯に不利に、多人数世帯に有利な実態。
- 地域間の消費水準の差は縮小しており、昭和59年当時の地域差を前提とした現行の基準は、地方に不利に、都市部に有利な実態。

3 自立への努力が報われる基準の設定

- 勤労意欲を阻害しないよう、勤労収入の増加が手元に残る金額の増加につながるようになる必要。
- 保護からの脱却に資する仕組みを検討。

生活保護制度の概要

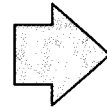
○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

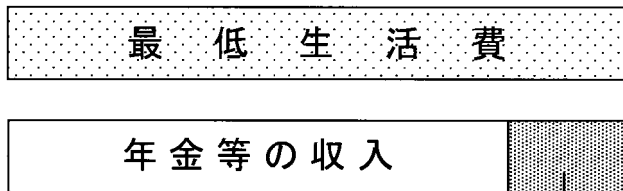


◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

支給される保護費

自立の助長

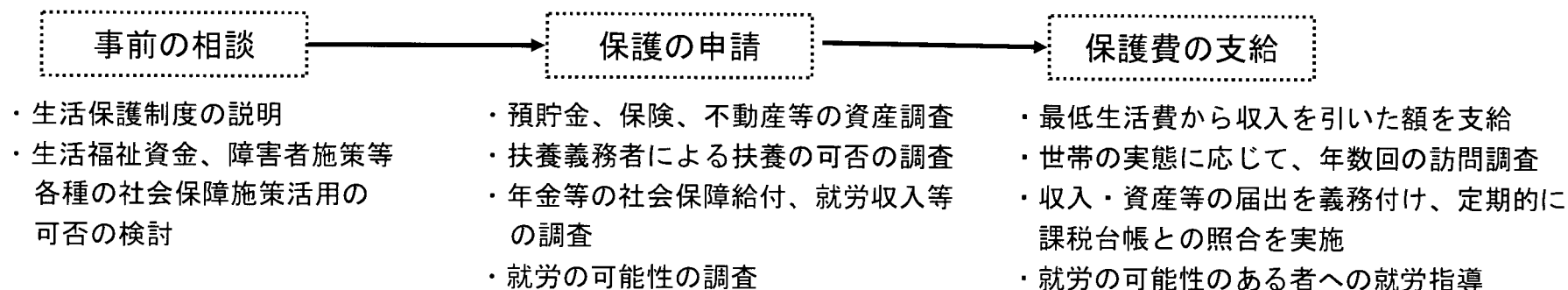
- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

○ 生活扶助基準の例 (平成20年度)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円

※上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活扶助基準の改定方式の変遷

- ① 標準生計費方式(昭和21年～22年)
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。
- ② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。
- ③ エンゲル方式(昭和36年～39年)
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。
- ④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。
- ⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)
当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

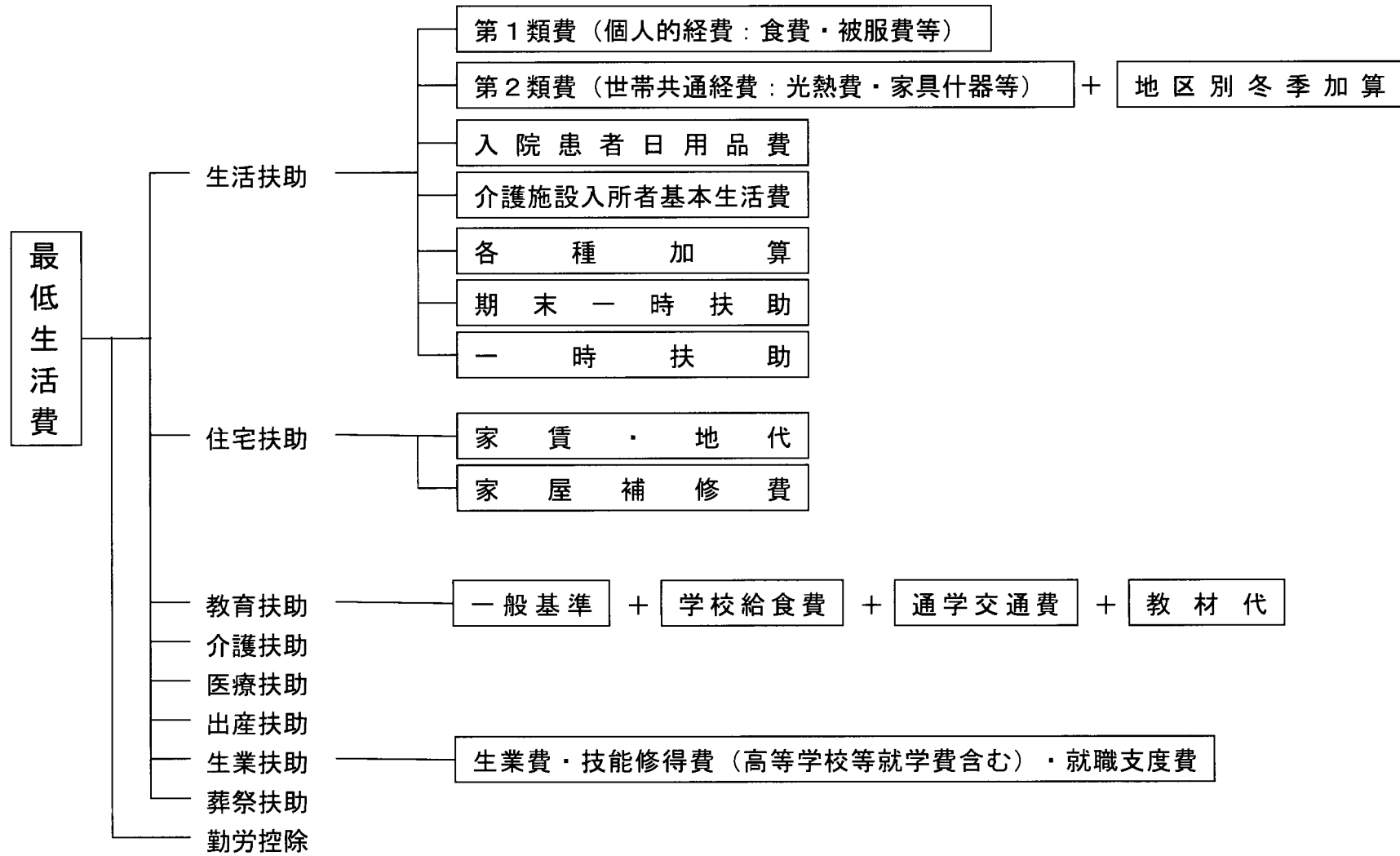
給付額の比較

制度名		イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本		
		所得補助	参入最低限所得 (RMI)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護		
給付基準	基本原則	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準を設定 (全国標準*あり)	州ごとに独自の基準を設定 (全国標準なし)	全国統一基準 (地域差あり)		
	以下の比較表で用いた給付額算出の元データ	全国統一基準	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1級地-1	2級地-1	3級地-1
現地通貨	単身者	週 £ 54.65 月額換算約 £ 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	-	-	-
	カップル	週 £ 87.75 月額換算約 £ 379.87	月額 E617.55	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	-	-	-
	カップル+子ども (4歳)	週 £ 125.83 月額換算約 £ 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し 10歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$396 (シカゴ)	-	-	-
為替レート (対米ドル)		1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	0.841		
為替レート		1ポンド=190.61円	1ユーロ=136.86円	1ユーロ=136.86円	1クローナ=13.91円	1ドル=118.91円	-		
日本円換算	単身者	46,146円	52,513円	43,240円	45,284円	26,356円	84,850	77,220	69,580
	カップル	72,407円	78,769円	78,189円	75,890円	34,511円	129,940	118,250	106,550
	カップル+子ども (4歳)	106,251円	94,523円	107,143円	100,306円	46,803円	162,490	147,870	133,240
価格インデックス (家賃除く) (東京=100)		ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0	-	-
給付額インデックス調整後日本円表記	単身者	50,433円	62,740円	58,750円	53,026円	28,931円	84,850円	77,220円	69,580円
	カップル	79,133円	94,109円	106,235円	88,864円	37,883円	129,940円	118,250円	106,550円
	カップル+子ども (4歳)	116,121円	112,931円	145,575円	117,454円	51,375円	162,490円	147,870円	133,240円
給付水準インデックス (東京=100)	単身者	59.44	73.94	69.24	62.49	34.10	100.0	-	-
	カップル	60.90	72.42	81.76	68.39	29.15	100.0	-	-
	カップル+子ども (4歳)	71.46	69.50	89.59	72.28	31.61	100.0	-	-

*全国標準あり：各自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

出典：我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告
(平成 16 年 3 月 厚生労働省社会・援護局保護課)

○ 最低生活費の体系



○ 最低生活費の算定例（平成20年度）

生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成20年度）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
障害者 身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100	
	17,890	16,650	15,400	
1母子親世帯等 児童1人の場合	7,750	7,210	6,670	
	児童2人の場合	8,360	7,780	7,210
	3人以上の児童1人につき加える額	310	290	270

- ①該当者がいるときだけその分を加える。
- ②入院患者、施設入所者は金額が異なる。
- ③このほか、「妊婦・産婦」などがいる場合は、別途、妊婦加算等あり。
- ④児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

地で実代い際に家賃払う	
1級地	円以内 13,000
2級地	円以内 13,000
3級地	円以内 8,000

特別地域によりこの額以上の

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じて教材費などの実費が計上される。

⑥ 介護扶助基準

居宅介護費の平均にかかった

⑦ 医療扶助基準

費診療の平均にかかった医療

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

○ 現行の生活扶助基準の設定方法について

○ 現行の生活扶助基準は、3人世帯を基軸として設定。

○ 一般世帯の消費実態の第1類費(食費、被服費等が相当)と第2類費(光熱水費、家具家事用品等が相当)の構成割合を参考として、生活扶助基準を第1類費と第2類費に展開

○ 第1類費については、年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

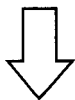
○ 第2類費については、一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開

現行の生活扶助基準の設定方法

3人世帯の生活扶助基準額

162,170円(100.0%)

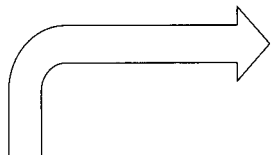
33歳・29歳・4歳



一般世帯の消費実態の第1類費と第2類費の構成割合を参考として第1類費と第2類費に展開

第1類費：106,890円(65.9%)

第2類費：55,280円(34.1%)



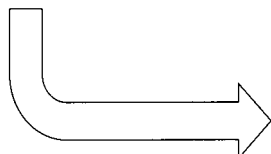
○ 第1類費(食費、被服費等が相当)
年齢別の栄養所要量を参考とした指数で展開

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
現行の第1類費	51.9		84.6	104.5		94.8	89.6	80.3



単位：円

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳~
基準額	20,900	26,350	34,070	42,080	40,270	38,180	36,100	32,340



○ 第2類費(光熱水費、家具什器等が相当)
世帯人員別の消費支出(第2類費相当)の指数を参考として展開

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行の第2類費	81.5	90.2		103.5	104.3



単位：円

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	44,270	49,740	55,280	57,410	57,850

○ 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの。

○ 現行の級地間較差（昭和62年度～）

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している（計22.5%）。

級地間較差（1級地-1=100）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間較差	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

○ 現行の級地指定（昭和62年度～）

各市（区）町村ごとに指定している。

級地別市町村数（平成19年4月1日現在）

総数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
1,806	58	50	121	79	575	923

○ 勤労控除の概要

① 勤労に伴う必要経費を補填

勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうち一定額を控除する。

② 勤労意欲の増進・自立助長

※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。

○ 基礎控除 [上限額 月額 33,190円 (1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除]

経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式 (収入金額比例方式) を採用している。

○ その他の控除

- ・ 特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円 (1級地)]
- ・ 新規就労控除 [基準額 月額 10,400円 (各級地共通) 就労から6か月間]
- ・ 未成年者控除 [基準額 月額 11,600円 (各級地共通)]

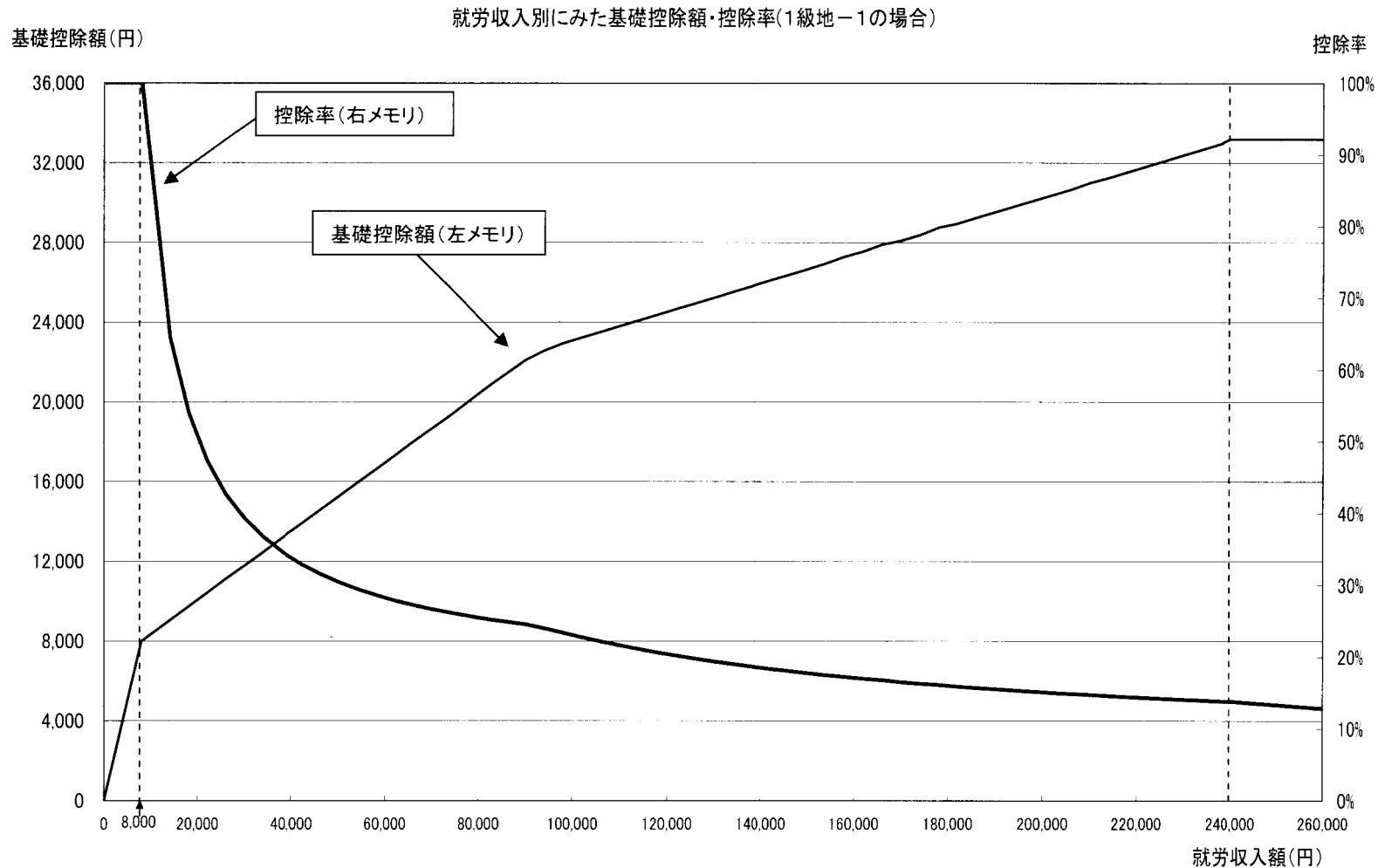
世帯類型別にみた勤労控除額

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23,103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12.2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

資料: 被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)

○ 勤労控除(基礎控除)の仕組み

- 就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- 就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

○ 一般低所得世帯の消費支出額について(全国消費実態調査結果)

① 夫婦子1人(有業者あり)世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

単位:円

第1・十分位		第1・五分位	
生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
148,781	150,408	153,607	150,840

② 単身世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較

(60歳以上の場合)

単位:円

年齢区分	第1・十分位		第1・五分位	
	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額	生活扶助相当支出額	生活扶助基準額
60歳以上	62,831	71,209	71,007	71,193
60～69歳	68,666	72,956	79,110	72,913
70歳以上	57,553	69,628	64,838	69,884

※1 平成16年全国消費実態調査特別集計の結果。

※2 生活扶助相当支出額は、消費支出額から家賃、医療等の生活扶助に相当しないものを除いたもの。

※3 生活扶助基準額は、集計の対象となっている世帯のそれぞれの生活扶助基準額を算出し、その平均をとったもの。
また、比較する基準額は平成16年度ベースのもの(ただし、平成16年度以降の制度見直しを反映したもの)。なお、別途、勤労控除により対応している就労に伴う必要経費は加えていない。

※4 ②の分位の設定は、年間収入に、「貯蓄残高－負債残高」/「平均余命」、を加えた指標を用いた。

○ 世帯人数別の生活扶助基準額の検証

- ほぼ全ての費目でスケールメリット(規模の経済)がはたらいている。
- 多人数世帯において、生活扶助基準額と消費支出額の乖離が大きくなっている。
- 世帯人数別の消費支出額の指数は、第1類費と第2類費とで大きな差はなく、同様のスケールメリットがはたらいている。

世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

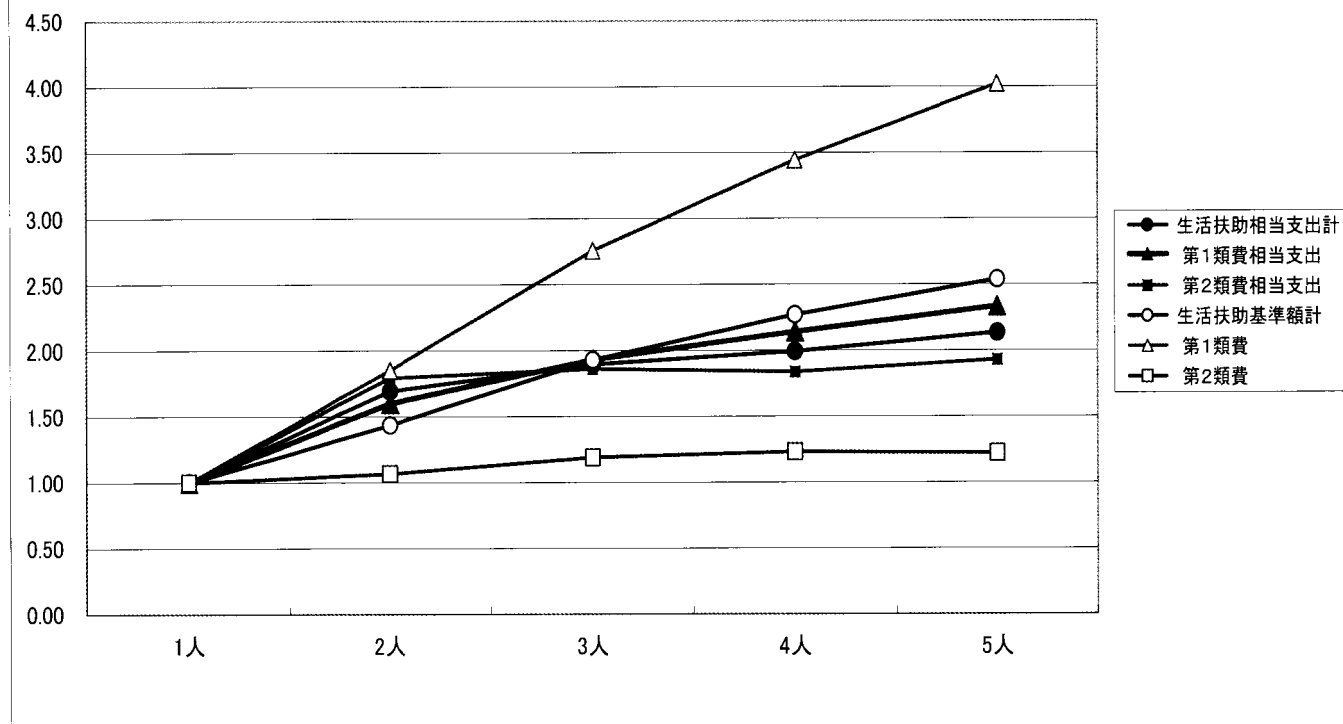
	消費支出額(円)					指数(1人=1.00)					費目別構成割合				
	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人	1人	2人	3人	4人	5人
集計世帯数	639	2,493	2,575	2,574	1,195										
生活扶助相当支出計	88,080	149,211	166,949	175,497	188,066	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費相当支出	44,875	71,736	86,580	96,057	104,712	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33	50.9%	48.1%	51.9%	54.7%	55.7%
第2類費相当支出	43,205	77,476	80,370	79,441	83,354	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93	49.1%	51.9%	48.1%	45.3%	44.3%
食料	28,425	47,427	55,073	59,308	66,862	1.00	1.67	1.94	2.09	2.35	32.3%	31.8%	33.0%	33.8%	35.6%
住居(修繕材料)	87	527	336	222	355	1.00	6.06	3.86	2.55	4.08	0.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%
光熱・水道	8,059	14,824	17,233	18,365	21,413	1.00	1.84	2.14	2.28	2.66	9.1%	9.9%	10.3%	10.5%	11.4%
家具・家事用品	3,567	6,540	7,096	6,932	7,347	1.00	1.83	1.99	1.94	2.06	4.0%	4.4%	4.3%	3.9%	3.9%
被服及び履物	6,423	6,429	7,764	9,050	9,026	1.00	1.00	1.21	1.41	1.41	7.3%	4.3%	4.7%	5.2%	4.8%
保健医療	1,956	3,898	3,900	3,884	3,897	1.00	1.99	1.99	1.99	1.99	2.2%	2.6%	2.3%	2.2%	2.1%
交通・通信	9,980	10,856	14,039	15,352	16,393	1.00	1.09	1.41	1.54	1.64	11.3%	7.3%	8.4%	8.7%	8.7%
教育	2	220	791	2,176	2,760	1.00	110	396	1,088	1,380	0.0%	0.1%	0.5%	1.2%	1.5%
教養娯楽	12,553	16,563	17,250	19,738	21,327	1.00	1.32	1.37	1.57	1.70	14.3%	11.1%	10.3%	11.2%	11.3%
その他の消費支出	17,029	41,927	43,468	40,471	38,686	1.00	2.46	2.55	2.38	2.27	19.3%	28.1%	26.0%	23.1%	20.6%
諸雑費	8,071	13,839	14,046	13,376	13,612	1.00	1.71	1.74	1.66	1.69	9.2%	9.3%	8.4%	7.6%	7.2%
こづかい(使途不明)	22	7,546	12,753	14,286	13,792	1.00	343.00	579.68	649.36	626.91	0.0%	5.1%	7.6%	8.1%	7.3%
交際費	8,131	18,186	13,803	11,201	9,510	1.00	2.24	1.70	1.38	1.17	9.2%	12.2%	8.3%	6.4%	5.1%
仕送り金	804	2,356	2,866	1,608	1,773	1.00	2.93	3.56	2.00	2.21	0.9%	1.6%	1.7%	0.9%	0.9%
生活扶助基準計(1類+2類)	75,393	108,216	145,354	171,350	191,377	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1類費	35,449	65,603	97,796	122,107	142,581	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02	47.0%	60.6%	67.3%	71.3%	74.5%
第2類費	39,944	42,613	47,558	49,242	48,797	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22	53.0%	39.4%	32.7%	28.7%	25.5%

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

世帯人員別にみた消費支出額と生活扶助基準の比較



世帯人員別にみた消費支出額(有業者有り世帯)と生活扶助基準額の比較

	1人	2人	3人	4人	5人
生活扶助相当支出計	1.00	1.69	1.90	1.99	2.14
第1類費相当支出	1.00	1.60	1.93	2.14	2.33
第2類費相当支出	1.00	1.79	1.86	1.84	1.93
生活扶助基準額計	1.00	1.44	1.93	2.27	2.54
第1類費	1.00	1.85	2.76	3.44	4.02
第2類費	1.00	1.07	1.19	1.23	1.22

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 消費支出額は世帯人員別の年間収入第1・五分位に属する世帯の平均額

注2 生活扶助基準額は、全国消費実態調査の当該世帯のそれぞれの年齢、世帯人員、級地に対応した額を算出し、その平均を用いた。

○ 年齢別の生活扶助基準額の検証

単身世帯(20歳以上)の生活扶助相当支出額を「60歳～69歳」の額を1.00とした指数で見ると、「20～39歳」は1.09、「40～59歳」は1.08、「70歳以上」は0.88となっている。

単身世帯(20歳以上)の年齢区別にみた消費支出額

単位：円

	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
集計世帯数	971	520	704	940				
生活扶助相当支出計	117,687	116,198	108,001	95,407	1.09	1.08	1.00	0.88
第1類費相当支出計	65,000	57,435	47,982	41,245	1.35	1.20	1.00	0.86
第2類費相当支出計	52,687	58,763	60,019	54,162	0.88	0.98	1.00	0.90
食料	35,941	35,355	32,428	28,761	1.11	1.09	1.00	0.89
住居	189	503	615	178	0.31	0.82	1.00	0.29
光熱・水道	7,426	8,817	10,123	9,337	0.73	0.87	1.00	0.92
家具・家事用品	3,246	4,488	4,247	4,176	0.76	1.06	1.00	0.98
被服及び履物	12,547	8,419	5,717	4,270	2.19	1.47	1.00	0.75
保健医療	1,881	2,007	3,175	2,970	0.59	0.63	1.00	0.94
交通・通信	13,842	11,110	8,476	6,829	1.63	1.31	1.00	0.81
交通	4,646	3,663	3,008	2,552	1.54	1.22	1.00	0.85
通信	9,107	7,383	5,370	4,245	1.70	1.37	1.00	0.79
教育	1	0	3	0	0.32	0.11	1.00	0.11
教養娯楽	22,255	17,437	14,085	12,553	1.58	1.24	1.00	0.89
その他の消費支出	20,359	28,062	29,132	26,333	0.70	0.96	1.00	0.90
諸雑費	9,969	11,329	12,735	9,056	0.78	0.89	1.00	0.71
こづかい(使途不明)	206	137	53	138	3.89	2.59	1.00	2.61
交際費	9,315	14,486	16,031	16,767	0.58	0.90	1.00	1.05
仕送り金	869	2,111	312	372	2.78	6.76	1.00	1.19

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入+(貯蓄残高-負債残高)/平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

単身世帯(20歳以上)の年齢区別にみた生活扶助基準額

単位：円

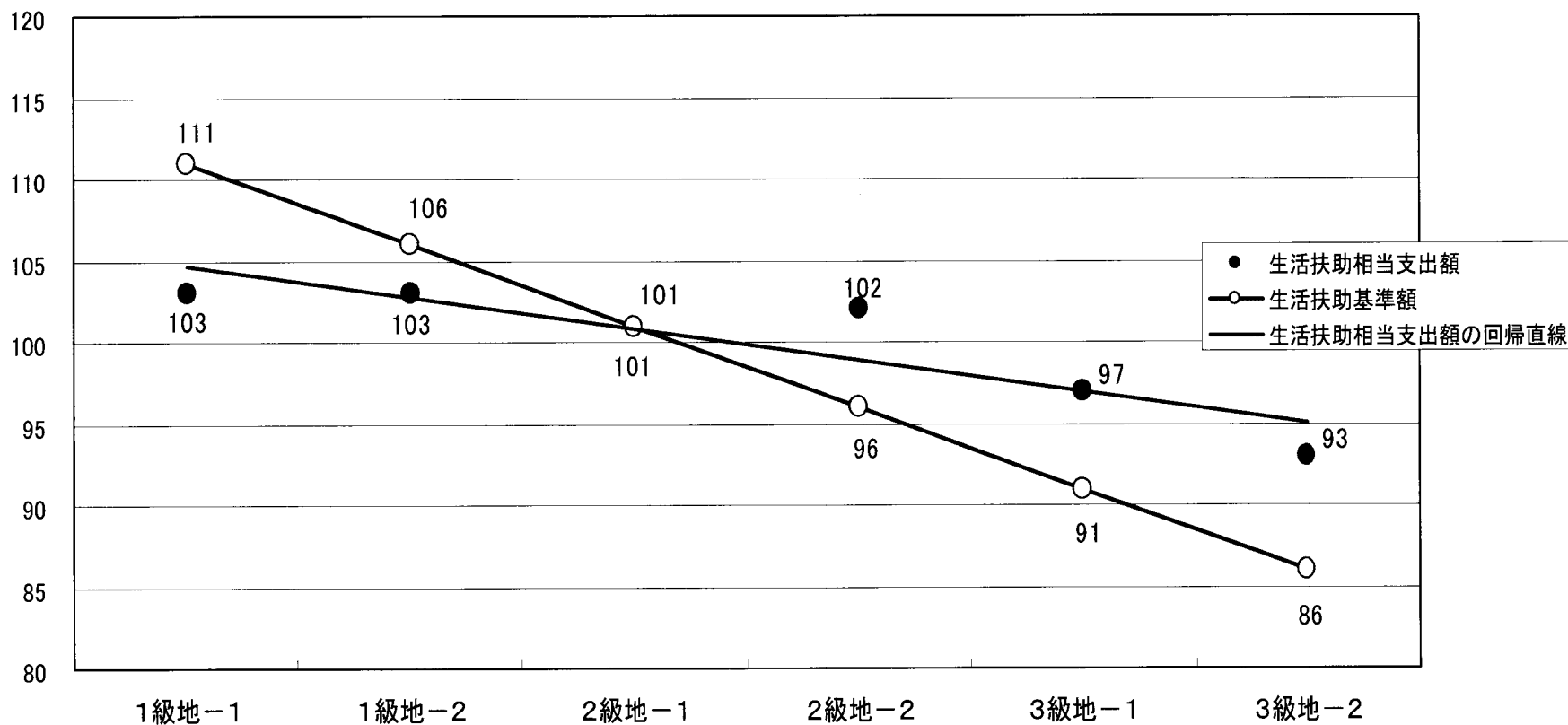
	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助基準額	83,700	81,610	79,530	75,770	1.05	1.03	1.00	0.95
第1類費	40,270	38,180	36,100	32,340	1.12	1.06	1.00	0.90
第2類費	43,430	43,430	43,430	43,430	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1～3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)

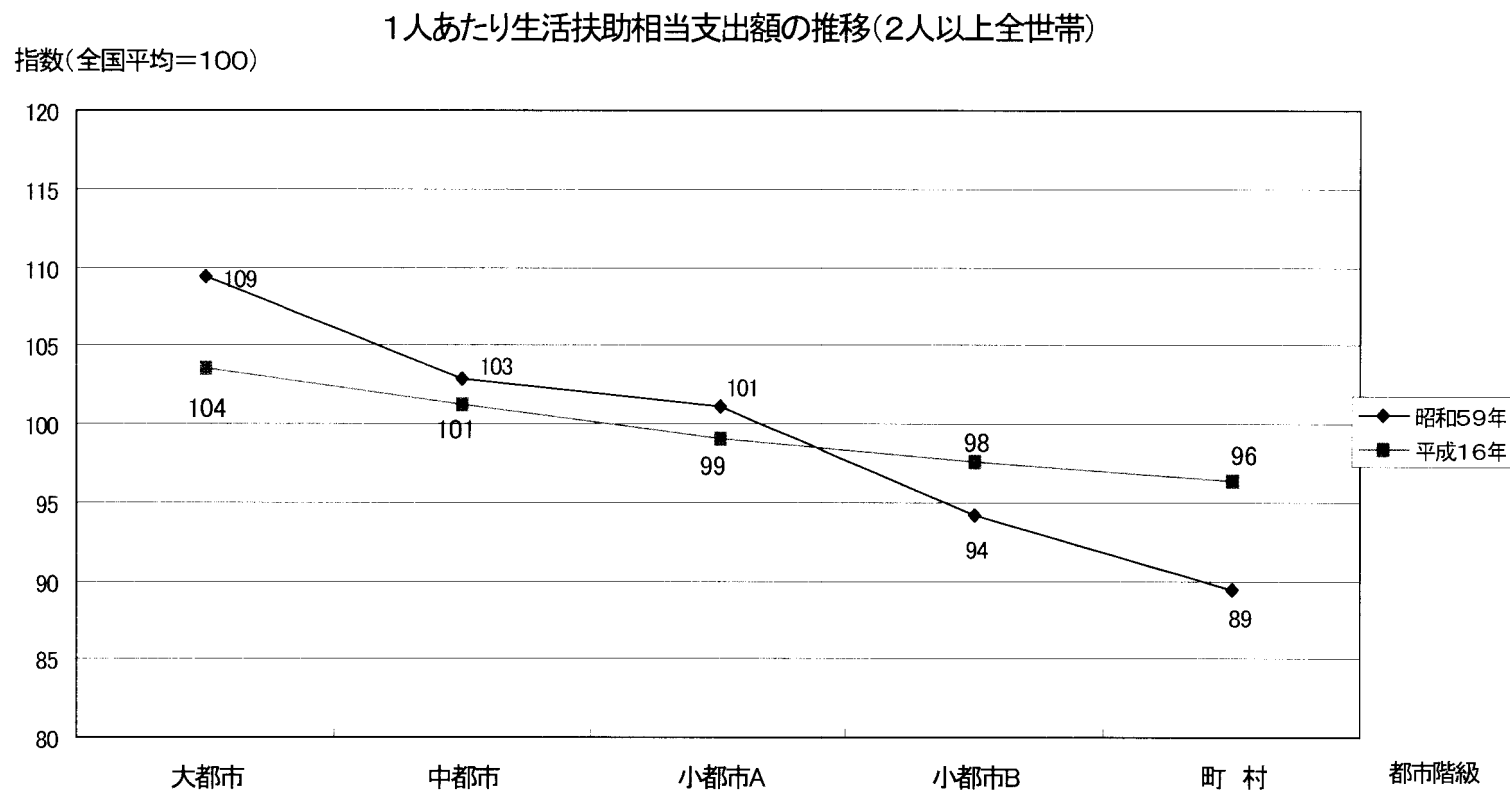


資料:平成16年全国消費実態調査特別集計

注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

○ 一般世帯における生活扶助相当支出額の地域差の推移



資料: 全国消費実態調査

注1) 生活扶助相当支出額は消費支出額-(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2) 1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

